

昭和三十三年政令第二百二十六号

臨床検査技師等に関する法律施行令

内閣は、衛生検査技師法（昭和三十三年法律第七十六号）第二条、第三条、第十条及び第十三条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（免許の申請）

第一条 臨床検査技師の免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（名簿の登録事項）

第二条 臨床検査技師名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。

- 一 登録番号及び登録年月日
二 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、氏名、生年月日及び性別
三 臨床検査技師国家試験合格の年月
四 免許の取消又は名称の使用の停止に関する事項
五 その他厚生労働省令で定める事項

（名簿の訂正）

第三条 臨床検査技師は、前条第二号の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、名簿の訂正を申請しなければならない。

2 前項の申請をするには、申請書に申請の原因たる事実を証する書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（登録の消除）

第四条 名簿の登録の消除を申請するには、住所地の都道府県知事を経由して、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 臨床検査技師が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡又は失踪の届出義務者は、三十日以内に、名簿の登録の消除を申請しなければならない。

（免許証の書換交付）

第五条 臨床検査技師は、臨床検査技師免許証（以下「免許証」という。）の記載事項に変更を生じたときは、免許証の書換交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、申請書に免許証を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第六条 臨床検査技師は、免許証を破り、汚し、又は失つたときは、免許証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、住所地の都道府県知事を経由して、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 第一項の申請をする場合には、厚生労働大臣の定める額の手数料を納めなければならない。

4 免許証を破り、又は汚した臨床検査技師が第一項の申請をする場合には、申請書にその免許証を添えなければならない。

5 臨床検査技師は、免許証の再交付を受けた後、失つた免許証を発見したときは、五日以内に、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に返納しなければならない。

（免許証の返納）

第七条 臨床検査技師は、名簿の登録の消除を申請するときは、住所地の都道府県知事を経由して、免許証を厚生労働大臣に返納しなければならない。

2 臨床検査技師は、免許の取消処分を受けたときは、五日以内に、住所地の都道府県知事を経由して、免許証を厚生労働大臣に返納しなければならない。

（採血）

第八条 臨床検査技師等に関する法律（以下「法」という。）第十一条の採血は、耳朶、指頭及び足蹠の毛細血管並びに肘、静脈、手背及び足背の表在静脈その他の四肢の表在静脈から血液を採取する行為とする。

（検体採取）

第八条の二 法第十一条の検体採取は、次に掲げる行為とする。
一 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為
二 医療用吸引器を用いて鼻腔、口腔又は気管カニューレから喀痰を採取する行為
三 表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く。）

四 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為
五 鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為
六 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為
七 内視鏡用生検鉗子を用いて消化管の病変部位の組織の一部を採取する行為

（臨床検査技師試験委員）
第九条 臨床検査技師試験委員（以下「委員」という。）は、臨床検査技師国家試験を行なうに

ついて必要な学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 委員の数は、三十六人以内とする。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。
（学校又は養成所の指定）
第十条 行政庁は、法第十五条第一号に規定する学校又は臨床検査技師養成所（以下「学校養成所」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により臨床検査技師養成所の指定をしたときは、遅滞なく、当該臨床検査技師養成所の名称及び位置、指定した年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。
（指定の申請）
第十一条 前条第一項の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。

（変更の承認又は届出）
第十二条 第十条第一項の指定を受けた学校養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により、第十条第一項の指定を受けた臨床検査技師養成所（以下この項及び第十五条第二項において「指定養成所」という。）の変更の承認をしたとき、又は前項の規定により指定養成所の変更の届出を受理したときは、主務省令で定めるところにより、当該変更の承認又は届出に係る事項を厚生労働大臣に報告するものとする。
（報告）
第十三条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、毎学年度開始後四月以内に、当該報告に係る事項（主務省令で定めるものを除く。）を厚生労働大臣に報告するものとする。

（報告の徴収及び指示）

第十四条 行政庁は、指定学校養成所につき必要があるとき認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 行政庁は、第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないとき認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。
（指定の取消し）
第十五条 行政庁は、指定学校養成所が第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定養成所の指定を取り消したときは、遅滞なく、当該指定養成所の名称及び位置、指定を取り消した年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。
（指定取消しの申請）
第十六条 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。

（国の設置する学校養成所の特例）
第十七条 国の設置する学校養成所に係る第十条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

Table with 2 columns: 第十條第一項、第十一條、第十二條第一項. Rows describe the replacement of terms like '指定学校養成所' and '設置者' with '当該臨床検査技師養成所の所管大臣' and '所管大臣' respectively.



前のそれぞれの政令の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされている承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 附則第二条第二項及び前条第二項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により国又は都道府県の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

附則（平成三〇年七月二七日政令第二三〇号）

この政令は、医療法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

附則（令和二年二月二三日政令第三六六号）

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。（経過措置）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、この政令による改正後の臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号又は第四号に掲げる者に該当する者とみなして、臨床検査技師等に関する法律第十五条の規定を適用する。

- 一 この政令の施行の際現にこの政令による改正前の臨床検査技師等に関する法律施行令（次号において「旧令」という。）第十八条第三号に掲げる者に該当する者

二 この政令の施行の日前に臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第一号に規定する

大学又は臨床検査技師等に関する法律第十五条第一号の規定により指定された学校若しくは臨床検査技師養成所（以下「大学等」という。）に在学し、同日以後に旧令第十八条第三号に掲げる者に該当することとなった者（同日以後に大学等に入学し、当該大学等において、同号に規定する同法第二条に規定する生理学的検査並びに同法第十一条に規定する採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めた者を除く。）

附則（令和三年七月九日政令第二〇二号）

（施行期日）

1 この政令は、令和三年十月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（令和六年四月一日前に臨床検査技師の免許を受けた者等に関する経過措置）

2 令和六年四月一日前に臨床検査技師の免許を受けた者及び同日前に臨床検査技師国家試験に合格した者であつて同日以後に臨床検査技師の免許を受けたものは、診療の補助として、この政令による改正後の第八条の二第二号及び第七号に掲げる行為を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならない。

3 厚生労働大臣は、この政令の施行前においても、前項に規定する指定をすることができる。

4 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。）又は診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。）の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する臨床検査技師のうちに附則第二項に規定する者がいる場合は、令和六年四月一日までの間に、当該者に対し、同項に規定する研修の受講の機会を与えるように努めなければならない。（罰則に関する経過措置）

5 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和四年二月九日政令第三九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、令和四年五月一日から施行する。